



平成29年12月1日から

# 美容医療も解約可能になりました ～5種類の施術が対象～

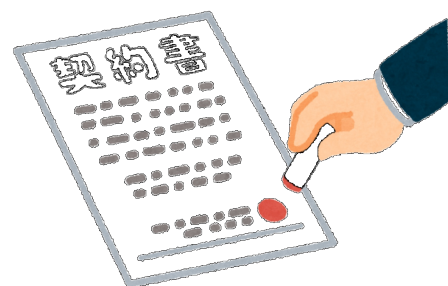


これまでに このような相談がありました

- × 医療脱毛をクーリング・オフしようとしたら、対象外だと言われた。
- × シミ取り施術を始めたが、痛みが強くて、怖いので中途解約したい。
- × 無職だが、前職とその収入を記入するよう嘘(うそ)の記載をさせられた。解約したい。

解約ルールの適用対象 …… 契約期間が1ヶ月を超え、かつ5万円を超える以下の5種類

1. 脱毛
2. にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨などの除去
3. しわ、たるみ取り
4. 脂肪の減少
5. 歯の漂白



## <事業者への主な規制>

- 事業者は、サービスの内容、期間、料金、クーリング・オフや中途解約に関する事項等を明記した「契約書面」の交付義務がある。

## <解約ルール>

- 契約書面を受け取ってから8日以内なら、書面によるクーリング・オフ（無条件解約）ができる。
- 8日を過ぎても中途解約ができる。その場合、事業者が消費者に請求できる損害賠償等に上限がある。
- 関連商品も解約できる。（健康食品、化粧品、マウスピース及び歯牙の漂白剤、医薬品及び医薬外品であって美容を目的とするもの）

※ 美容医療を受ける前には裏面の国民生活センター「美容医療を受ける前に」も参考にしてください。

## 柏市消費生活センター

〒277-0004

柏市柏下73番地中央体育館管理棟1階

<相談受付時間>

月～金(来所,電話) 午前9時～午後4時半

第3土(電話のみ) 午前9時～午後4時半

(祝日、年末年始を除く)

<相談専用電話>

04-7164-4100

